

第 43 回通常総会議案

と き：平成 21 年 6 月 5 日（金）

と ころ：KKRホテル広島

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	平成 20 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成 20 年度会務報告 _____	2
	平成 20 年度重点目標とその対応 _____	3
参考資料	部局別要望事項 _____	10
第 2 号議案	平成 20 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	14
	歳出の部 _____	15
	監査意見書 _____	16
第 3 号議案	役員の改選について_____	17
第 4 号議案	平成 21 年度活動方針、重点目標及び事業計画について	
	平成 21 年度活動方針 _____	18
	平成 21 年度重点目標 _____	18
	平成 21 年度事業計画 _____	19
第 5 号議案	平成 21 年度歳入歳出予算について	
	歳入の部 _____	20
	歳出の部 _____	21
	一般負担金 _____	22
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	23
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	24

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成20年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成20年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 役員の改選について

(4) 第4号議案 平成21年度活動方針、重点目標及び事業計画について

(5) 第5号議案 平成21年度歳入歳出予算について

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 号議案

平成20年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成20年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成20年 4月3日	平成19年度会計監査	三 次 市 世 羅 町
5月19日	役 員 会	広島県議会
6月6日	第42回通常総会	八丁堀シャンテ
6月20日 ～7月15日	平成21年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広島県議会
10月16日	理 事 会	広島県議会
10月31日	平成21年度主要施策に関する要望活動 (広島県)	広島県議会
11月11日	平成21年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省三次河川国道事務所)	三 次 市
11月13日	平成21年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省中国地方整備局)	広 島 市
11月20日	平成21年度主要施策に関する中央要望活動 (国会議員及び各省庁)	東 京
平成21年 2月13日	役 員 会	広 島 市

平成20年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化

県においては、中山間地域の活性化策として、これまで、生活基盤や情報基盤の整備など、合併建設計画の着実な実施と地域の自立的発展を踏まえた多様な施策・支援が講じられているが、人口減少、少子高齢化の進行、社会構造の変化などにより、多くの課題を抱え、中山間地域を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

こうした中、「新たな過疎対策」を重点分野の一つとして位置付け、「医療」「産業・雇用」「生活・福祉」など、幅広い分野において緊急対策を実施されている。また、定住促進施策に関して、交流人口・定住人口の拡大を目指し、受入体制の整備、広報・誘致活動に取り組まれ、さらに、地方分権の推進では、「分権改革推進計画」に基づき、事務・権限の移譲が進められている。

中山間地域の振興・発展は、今後においても県全体の活性化を図る上で極めて重要な課題であるとの認識のもと、本地域の特殊性を前提とした施策の展開と実行性が確保されるよう、県の基本方針並びに合併建設計画等を基軸とする支援策の充実と、地域実情・住民ニーズに沿った権限移譲について、引き続き、要請及び推進していく必要がある。

また、財政力が弱い本地域においては、三位一体改革に係る税源移譲の適正実施、地方交付税の保障、財源調整機能の充実・強化など、関係各方面に要望していく必要がある。

2 都市と中山間地域における情報格差の解消

県においては、国・市町と連携し、情報格差解消に向けた支援策に取り組まれており、民間商用サービスの展開が困難な地域へ県独自で支援するなど、ブロードバンドの環境整備の推進を図られている。

また、地上デジタル放送に係る支援については、国、放送事業者に対し、県内全域が視聴できる環境整備に必要な対策を講じられるよう要請され、辺地共聴施設新設の補助率の嵩上げ、暫定的な衛星利用による難視聴対策などが、国の平成21年度予算で措置されている。さらに携帯電話の不感地域解消についても、民間事業者への働きかけと国の支援制度の活用を積極的に取り組まれるなど、情報基盤整備においては、一定の成果を得ている。

今後は、運用上の課題解決を含め、情報格差の解消に向けた取り組みを要望していく必要がある。

3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

平成17年度をもって内陸部振興対策協議会を構成する全ての市町が合併を完了し、合併建設計画に沿った、自立と活力あるまちづくりに向けた諸施策が実施されている。

県においても、合併建設計画に掲げられた県事業を重点的に推進されるとともに、市町事業の円滑実施に係る支援、合併市町村補助金の交付や合併特例債の充当など国に対する確実な財政措置の要請等をされている。

今後も、広域となった合併後の市町が、周辺部も含めて早急かつ一体的に発展し、個性あるまちづくりの実現に向けた支援策の確実な実施と、さらなる施策の充実を要請していく必要がある。

4 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

中山間地域においては、少子化・過疎化等の進行により、路線バスの利用者が減少しており、年々、生活交通の維持・確保は厳しさを増し、これに係る市町負担も増加傾向にある。一方で、デマンド型乗合タクシーの導入が進むなど地域実情に即した生活交通の見直しが行われている。

県においては、デマンド交通への補助制度に加え、新たに住民の自主的運行に対する補助制度を創設するなど、地域実情に対応した生活交通支援策の充実を図られている。

今後も、引き続き、地域事情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化等を要望する必要がある。

5 新たな過疎対策法の制定

過疎地域では、少子高齢化の進行や基幹産業の衰退、地域の特定課題が深刻化しており、過疎問題の解決に至っておらず、現行法である「過疎地域自立促進特別措置法」が平成21年度末に失効することから、引き続き、都市と過疎地域の地域格差是正に向けて、総合的な過疎対策が実施できるよう国へ要請する必要がある。県においては、過疎地域における住民の安全・安心な生活を支える機能の確保に向けた先導的な取り組みを進められる一方で、新たな過疎対策法の制定に向けて国等の関係機関へ要望をされている。

今後も、新たな過疎対策法の制定に向けて、引き続き要望する必要がある。

6 中山間地域における観光支援策の充実

広域的な観光振興策の支援については、観光連盟において市町や観光協会等の要請による観光アドバイザーの派遣や、各観光地のルート化についての調査・開発を行う研究会の開催などが実施されている。また県においても観光連盟の施策を支援されるとともに、特色ある独自の地域資源が、地域連携の基盤となる観光資源となるよう「キラリわが町観光推進事業」を実施するなど、広域的な観光支援策に努められている。

引き続き、中山間地域における観光支援策の充実が図れるよう要望する必要がある。

7 県立広島大学地域連携センターの機能及び体制の充実

平成17年4月に開学した県立広島大学では、地域貢献等を総合的に推進する「地域連携センター」を3キャンパスに設置し、庄原市をはじめ内陸部の3市1町と包括的連携・協力協定を締結するなど、全学的な連携を図りながら各キャンパスの特色を生かした地域連携活動を展開されている。

各地域連携センターにおいては、地域産業・地域社会の活性化、地域課題の解決等に貢献する機能を備え、政策提言や地域づくりへの支援強化を図られているところである。

また、包括協定を締結している3市1町との間で、地域戦略協働プロジェクト事業や定住化政策に取り組むなど、地域課題の解決や活性化に係る諸事業を積極的に実践されている。

今後とも、地域連携センターの役割・機能が十分に発揮されるよう、連携していく必要がある。

8 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進

県においては、家電製品に係る不法投棄対策として、製品販売時にリサイクル費用を付加する方式の導入など、家電リサイクル制度全般のあり方について、国へ継続検討を要請されている。また、自然環境の保全と野生生物との共生については、「第2期特定鳥獣保護管理計画」を策定され、絶滅の恐れのある西中国山地のツキノワグマに関し、広報体制の整備や研修等により人的被害の防止と、適切な個体数の維持・管理の両立に努められている。

バイオマスエネルギーの普及・活用については、温暖化対策の重要な柱として位置付け、「バイオマスエネルギー利用ネットワーク推進事業」を実施されるなど、バイオマスなどの新エネルギー導入を積極的に推進されている。

今後も、環境政策・エネルギー政策について、効果的な施策及び支援策を要請する必要がある。

9 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備

中山間地域においては、産科・小児科などの特定診療科の医師不足、また看護師不足など深刻な課題を抱えている。

県においては、県内の公的医療機関等に就業する意向のある医学生に対する奨学金制度の創設や、県職員として医師を採用し中山間地域等の公的医療機関に派遣する「プライマリ・ケア医養成事業」の創設、資格を持ちながら未就業である看護師等の職場復帰・再就業を支援する「看護職員復職支援事業」など県独自の取り組み等、医師が不足する地域や診療科を対象とした直接的な支援や、中山間地域における医療体制の整備に取り組まれている。

また、県立広島病院においては、有能な若手医師の確保・育成に努められ、平成21年度

からは、県立広島大学等で助産師教育課程が開設されるなど、医療従事者の確保に向けた体制が整備されつつある。

しかし、居住地域内で分娩できない市町が県内4市6町に及び、特に中山間地域では、医師・看護師等の確保が困難な状況が続いていることから、居住地域内で安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備と充実、総合的かつ持続可能な医療体制の構築について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

10 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

県においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から市町の次世代育成支援行動計画の推進、並びに総合的な次世代育成の支援施策に取り組まれており、今後、平成21年度で終了する県の次世代育成支援行動計画である「未来に輝くこども夢プラン」に引き続き、平成22～26年度を計画期間とする後期行動計画を検討・策定される予定である。

また、地域の実情に応じた多様な保育サービスの充実を図るため、保育所設置基準の見直しや規制緩和、保育所運営費や特別保育事業などの財源確保に関して国へ要望されているところである。

引き続き、保育所運営に対する支援策の充実をはじめ、総合的・計画的な子育て支援・少子化対策について、要請する必要がある。

11 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化

県においては、県土保全や環境保全などの公益的機能の発揮、農山漁村の快適な生活空間の創出の実現、さらには中山間地域の活性化を図るため、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最重要課題とし、重点的な支援と生産基盤の整備等に取り組まれている。また、平成21年度をもって終了する中山間地域等直接支払制度の継続に向けた国への提案等に努められており、今後も、生産振興のみならず、地域振興・中山間地域対策の視点を堅持し、施策の充実や基盤整備等の支援を要請していく必要がある。

森林の利活用・整備関係では、平成19年度から「ひろしまの森づくり事業」が始まり、荒廃森林の整備、製材端材等をバイオマスエネルギーとして利活用する「木質バイオマス普及支援事業」に取り組まれ、さらに、県産材を使用した新築住宅に対して、一定の条件で助成を行う制度も実施されている。

引き続き、地球温暖化防止をはじめ、森林の多面的・公益的な機能を維持するため、森林バイオマスを中心とした地域循環型エネルギー供給システムの確立、普及、促進に向け、関連施策に係る支援を要請する必要がある。

12 中山間地域における集落維持施策の充実強化

県においては、住民自治組織活動に係る支援として、住民自治組織の再編、地域づくりリーダーの育成などを実施されている。

また、集落維持施策については、過疎地域を守ることが、県土の保全と県民全体の暮らしを支えることに繋がるという理念の下、平成 20 年度から、新たな過疎対策を県の重点施策に位置付け、集落实態に応じた生活交通の最適化、冬期生活住宅の整備支援など多彩なメニューをもって、市町の集落課題の解決に向けた取組みを支援されている。

しかしながら、人口減少、少子高齢化などの進行により、コミュニティの維持など、地域活動が困難な状況に直面している集落の増加が懸念されており、引き続き、国などに政策の展開と財源確保などの支援を求め、より実効性のある集落維持施策の充実・強化に向けた支援を要請する必要がある。

13 鳥インフルエンザ等家畜伝染病対策の充実強化

県においては、鳥インフルエンザ対策として、防鳥ネットの整備や消毒機の購入補助など、発生予防対策に取り組むとともに、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合は、県内 3 ヶ所の畜産事務所が中心となり、迅速かつ的確な初動防疫活動を実施できるよう、家畜伝染病の蔓延防止に備えられている。

また、防疫演習等により危機管理体制の強化に努め、各市町における防疫対策要領やマニュアルの制定等、防疫体制の整備を推進されている。

引き続き、市町、関係団体等との協力・連携を深め、防疫体制の整備推進を要請する必要がある。

14 中国横断自動車道尾道松江線の整備促進

当該路線は、広島県尾道市から島根県松江市に至る全長 137 km の路線であり、島根県側では既に部分的な供用が開始されている。

現在、尾道 J C T ～ 甲山 I C 間については、精力的に工事が進められており、甲山 I C 以北については、用地買収、文化財調査及び工事の促進を図る予定である。

また、平成 16 年 1 月から尾道～三刀屋間は、国土交通省の新直轄方式に切り替わり、整備が進められている。

引き続き、早期の全線供用開始に向け、強く要請する必要がある。

15 地域高規格道路の整備促進

地域高規格道路の計画路線として、広島中央フライトロード、江府三次道路、東広島高田道路が指定されている。

江府三次道路は、高道路約3kmが整備区間の指定を受け、平成20年3月に供用開始されている。また、鳥取県との県境部に位置し、平成17年3月に整備区間の指定を受けた鍵掛峠道路約7km(県内約3km)については、高尾三坂道路約5kmを含めた約12kmを対象に国土交通省の権限代行事業として事業推進が図られている。

東広島高田道路は、東広島道路約2kmが整備区間の指定を受け、平成21年度の供用開始に向け整備が進められている。また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路約5kmは、平成17年度に事業着手されている。

広島中央フライトロードは、本郷大和道路約10kmが整備区間の指定を受け、一部区間約3kmが供用されており、平成22年の供用開始に向け、(仮称)空港大橋等残り約7km区間の整備が進められている。

整備区間の指定を受けた区間は着実な整備促進を、指定を受けていない区間は指定等の早期事業化を、また、備北フライトロードについては、計画路線の指定に向け、引き続き関係機関に要請していく必要がある。

16 広島・江津間広域開発道路の整備促進

当該開発道路は、中国山地に隔てられた広島・島根を貫く基幹道路として、両県の人的・物的な交流促進と地域の一体的発展に寄与するものである。

本道路を構成する道路のうち広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道433号、国道186号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、総延長45kmのうち約40kmは改良済みである。

引き続き、早期整備に向け、関係機関に要請していく必要がある。

17 中山間地域における学校教育の充実

県教育委員会では、中山間地域の学校教育の充実に向け、限られた定数の中での効果的な教職員の配置、経験年数や職能成長に応じた教職員研修、市町立小・中学校への発達障害の専門家による巡回相談の実施など、実効的な対応に努められている。

また、学校耐震化等に係る財源確保に関し、助成制度の充実など国へ要望・要請をされている。

引き続き、中山間地域の学校教育における課題解決と教育内容の充実を図るため、諸施策の推進、要望を続ける必要がある。

18 学校統廃合後の支援策の充実

県教育委員会では、小中学校規模適正化支援事業など、市町負担の軽減を図る財政支援を実施されるとともに、遠距離通学助成をはじめ、施設整備・廃校校舎の解体・撤去など、学校統合の諸課題等に係る財源確保に関し、補助制度の充実など国へ要望・要請をされている。

学校統廃合に伴う学校施設の財産処分手続について、学校統廃合後の校舎等の有効利用が図られるよう更なる弾力化を国へ要請されている。

少子化が続く中、今後も学校統廃合に係る課題解決と教育環境の充実を図るため、学校統廃合後の支援策の充実・強化を要請する必要がある。

19 中山間地域における駐在所の整備推進

県警本部では、非常に厳しい財政の中で、耐用年数が経過し、老朽化が著しい駐在所について、新築建替工事を基本としながら、新たに改修工事（リフォーム）も併用し、限られた予算の中で整備に努められている。

また、駐在所の配置については、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件・事故などの発生状況等の治安情勢を基準に設置され、地域住民の安全・安心の確保に努められている。

今後も、地域住民の生活安全を維持する拠点として、駐在所の整備推進と適正配置が図られるよう要請する必要がある。

部 局 別 要 望 事 項 (平成20年10月31日実施)

参考資料

総務局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 都市と中山間地域における情報格差の解消	(1) 情報・通信環境の格差是正に向けた施策推進と財政支援 ① 情報通信の基盤整備 (CATV・ADSL 等) に係る財政支援 ② 携帯電話の不感地域の解消 ③ 地上デジタル放送受信に係る支援	重点要望

企画振興局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 財源の確保及び財政支援の充実 ① 税源移譲の適正実施及び地方交付税等の財源確保・財源調整機能の充実強化 ② 中山間地域活性化に係る支援策の維持・充実 (2) さらなる地方分権の推進 ① 自治体の状況を踏まえた事務移譲の推進 (3) 定住促進施策に係る支援 ① 定住促進施策に係る財政支援 (4) 法令等の規制緩和に係る支援 ① 過疎対策に対する横断的な規制緩和 ② 補助金等適正化法に基づく補助金制度の大幅な運用改善	重点要望
2. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援 ① 合併市町村補助金終了後の財政支援 ② 市町事業の実施に係る交付税・合併特例債等の財政支援の強化	重点要望
3. 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	(1) デマンド型乗合タクシー等への支援 ① デマンド型乗合タクシー等、新交通システムに係る支援策の創設 (2) 地方バス維持に係る支援 ① 地域実情に沿った補助制度の充実及び財政支援の充実強化 ② 既存バス路線の維持に係る支援策の充実 (3) 生活交通確保事業の総合的な施策推進 ① 県・市・町連携による交通体系による整備確立 ② 生活交通システムの整備に係る総合支援策の創設	重点要望
4. 新たな過疎対策法の制定	同左	重点要望
5. 中山間地域における集落維持施策の充実強化	(1) 集落維持施策に係る支援策の充実 ① 住民自治組織活動に係る財政支援 ② 集落維持施策に係る財源確保及び支援制度の充実 (2) 新たな過疎対策に係る支援策の充実	重点要望

環境県民局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における観光支援策の充実	(1) 国定公園内の遊歩道の早期復旧及び施設整備	重点要望
2. 県立広島大学地域連携センターの機能及び体制の充実	同左	重点要望
3. 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進	(1) 廃棄物処理対策の強化 ① 家電リサイクル法の実施に伴う不法投棄対策への支援強化 (2) 自然環境の保全と野生動物との共生 ① ツキノワグマによる人的被害防止対策の強化 (3) 小型浄化槽設置整備事業に係る財政支援 (4) バイオマスエネルギーの普及・活用に係る施策の推進	重点要望

健康福祉局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備	(1) 中山間地域における医師等の確保 ① 小児科、麻酔科、産婦人科等、特定診療科の医師確保 ② 医師・看護師等医療従事者の確保 (2) 中山間地域における医療体制の維持・充実 ① 高度な医療設備等医療環境の維持・充実 ② 緊急医療体制等に係る支援の充実 ③ 助産師を活用した助産所の設置に係る環境整備	重点要望
2. 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	(1) 少子化対策の推進及び支援策の充実強化 ① 次世代育成支援行動計画の施策実施に係る財政支援 ② 子育て支援に係る環境整備等の充実 (2) 保育所運営に係る総合支援策の充実 ① 保育所運営に係る財政支援と延長保育に係る補助採択要件の緩和 ② 保育所運営支援体制の強化 (3) 放課後児童育成健全事業に係る支援 ① 放課後児童育成健全事業に係る財政支援と補助採択要件の緩和	重点要望
3. その他の要望	(1) 障害者の自立支援に係る支援策の充実 ① 障害者の自立に係る支援策の充実	

商工労働局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における観光支援策の充実	(1) 広域的な観光振興策の支援	重点要望
2. その他の要望	(1) 電源立地地域対策交付金制度（水力発電施設周辺地域交付金）の延長	

農林水産局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 中山間地域への総合的な支援 ① 新規就農者に係る育成支援 ② 農業資材等に係る支援の充実 (2) 農業・農村基盤整備事業の推進 ① 県営農村整備事業（広域営農団地農道整備）の推進 ② 小規模農業基盤整備（県単独公共農村基盤整備事業）における予算拡充及び補助採択要件の緩和 ③ 集落農場型農業生産法人設立育成に係る支援策の強化・継続 ④ 地すべり対策事業の推進 (3) 公益的な機能維持に係る森林整備事業の推進 ① 木質バイオマスエネルギーの普及・活用に係る施策の推進 ② 県産材を使用した住宅建築助成制度の創設 (4) 有害鳥獣被害防止対策の充実 ① 有害鳥獣駆除対策の充実強化 (5) 中山間地域等直接支払制度の拡充・継続 ① 中山間地域等直接支払制度の継続と制度運用の緩和	重点要望
2. 鳥インフルエンザ等家畜伝染病対策の充実強化	同左	重点要望
3. その他の要望	(1) 緑資源幹線林道の整備促進 ① 緑資源幹線林道高尾・小坂線の整備促進	

土木局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中国横断自動車道・尾道松江線の整備促進	同左	重点要望
2. 地域高規格道路等の整備促進	(1) 地域高規格道路の整備促進 ① 江府三次道路 ② 東広島高田道路 ③ 広島中央フライトロード (2) 交流促進型広域道路の整備促進 ① 備北フライトロード（甲山・油木）構想	重点要望
3. 広島～江津間広域開発道路の整備促進	同左	重点要望
4. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網整備の促進	重点要望
5. その他の要望	(1) 国道・県道の整備促進 (2) 河川改修の促進 (3) 交通安全施設の充実 (4) 道路環境維持支援策等補助制度の創設 (5) 広島空港・県北間定期バス路線開設及び支援強化	

都市局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. その他の要望	(1) 県の都市計画決定、認可等の権限移譲の推進 (2) 下水道に係る社会資本整備の地域格差是正 (3) 屋外広告物が設置できる県条例の規制緩和	

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域の学校教育の充実	(1) 教職員体制の充実 ① 小規模校の教職員定数の見直しと加配制度の充実 ② 小規模校への専任教頭の配置 ③ 管理主事等の派遣制度の存続 ④ 教職員の研修機会の充実 ⑤ 市町負担教職員等の配置に係る支援制度の充実 (2) 特別支援教育体制の充実 ① 学習障害等に対する巡回相談事業の充実 (3) 学校施設の耐震化に係る財政支援 (4) 準要保護児童生徒に係る財政支援の充実及び援助費国庫補助金の復活 (5) 高等学校の存続及び発展 ① 県立高校の現体制維持と教育内容及び施設の充実	重点要望
2. 学校統廃合後の支援策の充実	(1) 学校統廃合後の財政支援 ① 小中学校適正配置に伴う遠距離通学助成等の充実 ② 学校統合支援交付金の創設 ③ 学校の跡地利用に対する補助金の拡大 ④ 学校の適正規模適正配置移行に対する財政的支援策	重点要望
3. その他の要望	(1) 学校付属施設等の整備に対する支援策の充実 (2) 学校統合モデル基準の明示	

県警本部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における駐在所の整備推進	(1) 駐在所の計画的な整備推進 (2) 駐在所の適正配置	重点要望

第2号議案

平成20年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1. 会 費			1,573,000	0	1,573,000	1,573,000	0	
	1. 会 費		1,573,000	0	1,573,000	1,573,000	0	
		1. 一般負担金	1,189,000	0	1,189,000	1,189,000	0	
		2. 特別負担金	384,000	0	384,000	384,000	0	
2. 補助金			110,000	0	110,000	110,000	0	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	
3. 雑収入			1,000	0	1,000	1,114	114	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	1,114	114	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	1,114	114	
4. 繰越金			495,000	0	495,000	495,927	927	
	1. 繰越金		495,000	0	495,000	495,927	927	
		1. 繰 越 金	495,000	0	495,000	495,927	927	
歳 入 合 計			2,179,000	0	2,179,000	2,180,041	1,041	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不 用 額	備 考
1. 事務局費			865,000	0	0	865,000	790,982	74,018	
	1. 事務局費		865,000	0	0	865,000	790,982	74,018	
		1. 報 酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃 金	70,000	0	0	70,000	32,517	37,483	
		3. 旅 費	50,000	0	0	50,000	43,860	6,140	
		4. 需用費	70,000	0	△ 6,950	63,050	40,785	22,265	
		5. 役務費	25,000	0	0	25,000	16,870	8,130	
		6. 諸 費	50,000	0	6,950	56,950	56,950	0	
2. 会 議 費			233,000	0	0	233,000	166,270	66,730	
	1. 総 会 費		131,000	0	0	131,000	127,535	3,465	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	99,535	465	
		2. 借上料	30,000	0	0	30,000	28,000	2,000	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		102,000	0	0	102,000	38,735	63,265	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	38,735	61,265	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事 業 費			1,076,000	0	0	1,076,000	753,632	322,368	
	1. 調査企画費		311,000	0	0	311,000	250,340	60,660	
		1. 賃 金	170,000	0	0	170,000	118,840	51,160	
		2. 旅 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 需用費	120,000	0	1,500	121,500	121,500	0	
		4. 役務費	20,000	0	△ 1,500	18,500	10,000	8,500	
	2. 促進対策費		505,000	0	0	505,000	315,129	189,871	
		1. 旅 費	80,000	0	0	80,000	78,950	1,050	
		2. 需用費	120,000	0	0	120,000	64,526	55,474	
		3. 活動費	300,000	0	0	300,000	169,053	130,947	
		4. 諸 費	5,000	0	0	5,000	2,600	2,400	
	3. 中央要望活動費		260,000	0	0	260,000	188,163	71,837	
		1. 旅 費	160,000	0	0	160,000	89,590	70,410	
		2. 需用費	100,000	0	0	100,000	98,573	1,427	
4. 予 備 費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	1. 予 備 費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予 備 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳 出 合 計			2,179,000	0	0	2,179,000	1,710,884	468,116	

歳 入 合 計 2,180,041 円

歳 出 合 計 1,710,884 円

差 引 繰 越 額 469,157 円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成20年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成21年4月10日

監 事 三 次 市 長 村 井 政 也



世 羅 町 長 山 口 寛 昭



第3号議案

役員の改選について

広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員	新役員（案）
	任期：平成19年6月8日～平成21年6月5日	任期：平成21年6月5日～
会 長	県議会議員 児玉 浩	県議会議員 児玉 浩
副 会 長	庄原市長 滝口 季彦	庄原市長 滝口 季彦
副 会 長	北広島町長 竹下 正彦	世羅町長 山口 寛昭
幹 事 長	県議会議員 小林 秀矩	県議会議員 小林 秀矩
副幹事長	県議会議員 野村 常雄	県議会議員 野村 常雄
理 事	県議会議員 下森 宏昭	県議会議員 下森 宏昭
		三次市長 村井 政也
	三次市議長 木村 春雄	三次市議長 木村 春雄
	庄原市議長 竹内 光義	庄原市議長 竹内 光義
	安芸高田市長 浜田 一義	
	安芸高田市議長 藤井 昌之	安芸高田市議長 藤井 昌之
	三原市長 五藤 康之	三原市長 五藤 康之
	三原市議長 高下 正則	三原市議長 高下 正則
	安芸太田町長 小坂 眞治	
	安芸太田町議長 中本 正廣	安芸太田町議長 中本 正廣
		北広島町長 竹下 正彦
	北広島町議長 加計 雅章	北広島町議長 加計 雅章
	世羅町議長 小川 信晃	世羅町議長 小川 信晃
	神石高原町長 牧野 雄光	神石高原町長 牧野 雄光
	神石高原町議長 岡崎 奠	神石高原町議長 岡崎 奠
監 事	三次市長 村井 政也	安芸高田市長 浜田 一義
	世羅町長 山口 寛昭	安芸太田町長 小坂 眞治

第4号議案

平成21年度活動方針、重点目標及び事業計画について

1 平成21年度活動方針

中山間地域の4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和43年の設立以来、会員相互の緊密なる連携のもと、当該地域の繁栄と発展を促進するため積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、本地域の自治体においては、若年層の流出を中心とした深刻な人口の減少と少子高齢化の進行、公共施設及び情報通信基盤の整備格差、産業・雇用面の条件の劣弱さ及び財政基盤の脆弱さなど、依然として解決すべき多くの課題を抱えている。

また、アメリカを端に発した経済情勢の悪化により、世界的な景気の下降局面が長期化、深刻化するおそれが高まっており、とりわけ、中山間地域においては、都市と農村部の格差に重ね、経済悪化による住民生活への影響が非常に大きく、極めて深刻な状況にある。

一方で、本地域は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有しており、国民生活にとって極めて重要な役割を担っている。

以上を踏まえ、広島県の活性化はもとより、美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、広島県内陸部振興対策協議会は、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

2 平成21年度重点目標

- 1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化
- 2 都市と中山間地域における情報格差の解消
- 3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 4 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 5 新たな過疎対策法の制定
- 6 中山間地域における観光支援策の充実
- 7 急速な景気後退に伴う経済対策及び生活支援対策の充実
- 8 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進
- 9 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備
- 10 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 11 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化
- 12 鳥インフルエンザ等家畜伝染病及び新型インフルエンザ対策の充実強化
- 13 中山間地域の多様な農業の担い手が持続的・安定的に経営できる農業政策の確立
- 14 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進
- 15 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実
- 16 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

3 平成21年度事業計画

時 期	事 業 内 容	場 所 等
平成21年 4月10日	平成20年度会計監査	三 次 市 世 羅 町
5月19日	役 員 会	広島県議会
6月5日	第43回通常総会	KKR ホテル広島
7月～8月上旬	平成22年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理 事 会	広島県議会
10月中旬	平成22年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11月初旬	平成22年度主要施策に関する要望 活動（県内の国出先機関への要望活 動）	広 島 市 内 三 次 市 内
11月中旬	平成22年度主要施策に関する中央 要望活動（中央省庁への要望活動）	東 京
平成22年 2月中旬	役 員 会	広 島 市 内

第5号議案

平成21年度歳入歳出予算について

歳入の部

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	対前年比較	摘要
1. 会 費			1,573	0	
	1. 会 費		1,573	0	
		1. 一般負担金	1,189	0	
		2. 特別負担金	384	0	
2. 補助金			110	0	
	1. 補助金		110	0	
		1. 県補助金	110	0	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			469	△ 26	
	1. 繰越金		469	△ 26	
		1. 繰 越 金	469	△ 26	
歳 入 合 計			2,153	△ 26	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予算額	対前年比較	備考
1. 事務局費			849	△ 16	
	1. 事務局費		849	△ 16	
		1. 報酬	600	0	
		2. 賃金	70	0	
		3. 旅費	50	0	
		4. 需用費	54	△ 16	
		5. 役務費	25	0	
		6. 諸費	50	0	
2. 会議費			233	0	
	1. 総会費		131	0	
		1. 需用費	100	0	
		2. 借上料	30	0	
		3. 諸費	1	0	
	2. 役員会費		102	0	
		1. 需用費	100	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸費	1	0	
3. 事業費			1,066	△ 10	
	1. 調査企画費		311	0	
		1. 賃金	170	0	
		2. 旅費	1	0	
		3. 需用費	122	2	
		4. 役務費	18	△ 2	
	2. 促進対策費		495	△ 10	
		1. 旅費	80	0	
		2. 需用費	110	△ 10	
		3. 活動費	300	0	
		4. 諸費	5	0	
	3. 中央要望活動費		260	0	
		1. 旅費	160	0	
		2. 需用費	100	0	
4. 予備費			5	0	
	1. 予備費		5	0	
		1. 予備費	5	0	
歳出合計			2,153	△ 26	

平成21年度一般負担金

No.	市 町 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計(円)
1	三 次 市	59,314	23,000	297,000	320,000
2	庄 原 市	43,149	23,000	216,000	239,000
3	安 芸 高 田 市	33,096	23,000	166,000	189,000
4	三原市(久井地域)	5,184	23,000	26,000	49,000
5	安 芸 太 田 町	8,238	23,000	42,000	65,000
6	北 広 島 町	20,857	23,000	105,000	128,000
7	世 羅 町	18,866	23,000	95,000	118,000
8	神 石 高 原 町	11,590	23,000	58,000	81,000
合 計		200,294	184,000	1,005,000	1,189,000

算出基礎： 平等割：23,000円

人口割：人口数に5円を乗じて得た額を1,000円単位で切り上げた額。

人口数値：平成17年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会 会員名簿

平成 21 年 6 月 1 日現在

職 ・ 氏 名	
広島県議会議員 児 玉 浩	広島県議会議員 小 林 秀 矩
広島県議会議員 野 村 常 雄	広島県議会議員 下 森 宏 昭
広島県三次市長 村 井 政 也	広島県三次市議長 木 村 春 雄
広島県庄原市長 滝 口 季 彦	広島県庄原市議長 竹 内 光 義
広島県安芸高田市長 浜 田 一 義	広島県安芸高田市議長 藤 井 昌 之
広島県三原市長 五 藤 康 之	広島県三原市議長 高 下 正 則
広島県安芸太田町長 小 坂 眞 治	広島県安芸太田町議長 中 本 正 廣
広島県北広島町長 竹 下 正 彦	広島県北広島町議長 加 計 雅 章
広島県世羅町長 山 口 寛 昭	広島県世羅町議長 小 川 信 晃
広島県神石高原町長 牧 野 雄 光	広島県神石高原町議長 岡 崎 奠

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部関係市町長

広島県内陸部関係市町議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1	会長	1	名
2	副会長	2	名
3	幹事長	1	名
4	副幹事長	1	名
5	理事	若干名	
6	監事	2	名

第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。

附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。